



モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーがパシフィックネット<3021>株式の大量保有報告書を提出



東証2部のパシフィックネット<3021>について、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーが12月21日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「証券業務等にかかる保有（3）」によるもの。

報告書によると、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーのパシフィックネット株式保有比率は、7.05%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2020年12月15日。